

令和8年度 佐賀市立新栄小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための基本的な方向性

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本校では、全児童がいじめをすることなく、他者に対して行われるいじめを認識しながら見過ごすことがないように、人権的観点を踏まえ、いじめ防止等のための対策を行う。

2 いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

3 いじめの未然防止の取組

- (1) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (2) 保護者並びに地域住民その他関係機関との連携を深め、いじめ防止に資する児童・児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- (3) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳や学級の時間等を利用して「人権教育」を実施する。

4 いじめの早期発見の取組

- (1) いじめを早期に発見するために、担任を中心とした全職員による日頃の観察とともに、在籍する児童に対する定期的な調査として、毎月の「ここにこアンケート」と県のアンケートを年1回実施するとともに、児童観察の重要性を確認し、その他必要な措置を講ずる。
- (2) アンケート実施後は、担任との面談を実施する。
- (3) 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように相談体制の整備を行う。

5 いじめ事案への対応

- (1) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (4) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護

者と共有するための必要な措置を講ずる。

- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

6 ネットいじめに対する対応

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、インターネットや携帯電話の情報モラル研修会等を行う。

7 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対応を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、佐賀市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 佐賀市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

8 職員研修

各種マニュアルや事例等を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図る。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。

9 組織体制の点検及び評価

本校のいじめ防止基本方針が的確に運用され、全児童が充実した学校生活を送ることができているかを客観的に確認するため、学校評価に相応の評価項目を設定し、PDCAサイクルに基づいて、検証・分析を加えながら改善を行う。